

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

新型コロナウイルスの感染が終息していない状況に鑑み、ご自身の健康状態にご留意いただき、風邪のような症状が見られる場合や体調がすぐれない場合などには、ご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただき、書面によって議決権を行使いただくことをご検討ください。また、当日は、感染拡大予防のため、マスク着用、アルコール消毒などの措置をとらせていただく場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会ではお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)

テンアライド株式会社

代表取締役社長 飯 田 永 太

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に定時株主総会の議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時までまでに到着するようご返送の程お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区大手町一丁目7番2号
大手町サンケイプラザ 3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項
- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2. 第53期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.teng.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので本招集ご通知の提供書面には記載していません。なお、本招集ご通知の提供書面は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」「株主資本等変動計算書」
「計算書類の個別注記表」

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに定時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

(提供書面)

第 53 期 事 業 報 告

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出・延長等により、急速な景気の低迷が生じております。

特に外食産業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた休業要請や酒類提供の制限に加え、外出自粛による来店客数の激減により極めて厳しい経営環境となっております。

当社は、「良いものを安く、早く、清潔に、最高の雰囲気です」という企業理念を体現するために、良質な食材等の仕入、低価格による提供、人材教育、衛生管理を徹底してまいりました。こうした観点からも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する政府及び自治体からの各種要請に応えるため、店舗の休業・営業時間の短縮等の対応を行い、お客様と従業員の安全・健康を最優先し、衛生管理を徹底してまいりました。

また、消費者ニーズの変化に対し、弁当等のテイクアウト販売の拡充、宅配サービスの開始、セントラルキッチンにおけるオリジナル製造品の外部販売（スーパーマーケット等の小売業者向け販売、楽天による通信販売、自社ホームページによる通信販売「天狗キッチン」及びセントラルキッチン敷地内にある「天狗こだわりマーケット」による直接販売）等の施策を実行しており、本格的に小売業の売上拡大に着手しております。

以上の結果、当連結会計年度における連結売上高は、前年同期比81.1%の48億23百万円となりました。

利益面につきましては、販売費及び一般管理費の削減をしたものの、売上減の影響により、営業損失は31億32百万円（前年同期は営業損失46億50百万円）となりましたが、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金等の営業外収益により経常損失2億90百万円（前年同期は

経常損失45億97百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は3億39百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失51億68百万円)となりました。

なお、当連結会計年度末における当社の店舗数は、「旬鮮酒場天狗」10店舗、「和食れすとらん天狗(「旬鮮だいにんぐ天狗」「あげてけや」含む)」31店舗、「テング酒場」38店舗、「神田屋」13店舗、「てんぐ大ホール」5店舗、「ミートキッチンlog50」2店舗の合計99店舗であります(内フランチャイズ3店舗)。

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

新型コロナウイルス感染拡大の長期化に備えて手元資金を厚く保持し、財務基盤の安定性をより一層高めることを目的とし、2021年6月に合計7億20百万円の借入を実行いたしました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の長期化により生じた経営環境を乗り越え、業務改善や事業構造の変革を進めるために、2021年6月に第三者割当の方法により15億円のB種種類株式を発行しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は1億35百万円で、その主なものは、10店舗の業態変更工事及び各種の店舗設備に係る改修に加え、IT機器及びソフトウェアの更新等に対する投資であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況
 (企業集団の財産及び損益の状況) (連結)

区 分	第50期 (2018年度)	第51期 (2019年度)	第52期 (2020年度)	第53期 (2021年度) (当連結会計年度)
売上高(千円)	15,271,833	14,567,080	5,951,204	4,823,158
経常利益又は損失(△)(千円)	242,148	△285,015	△4,597,208	△290,168
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 当期純損失(△)	20,619	△845,779	△5,168,193	△339,748
1株当たり 当期純利益又は(円) 当期純損失(△)	0.79	△32.34	△196.75	△12.34
総資産(千円)	9,105,240	8,334,814	6,586,919	7,432,719
純資産(千円)	5,247,021	4,407,042	738,638	1,977,507
1株当たり純資産額(円)	200.61	168.51	△9.49	△23.70

(事業報告作成会社の財産及び損益の状況) (個別)

区 分	第50期 (2018年度)	第51期 (2019年度)	第52期 (2020年度)	第53期 (2021年度) (当事業年度)
売上高(千円)	15,271,833	14,567,080	5,948,250	4,823,118
経常利益又は損失(△)(千円)	245,509	△283,571	△4,589,078	△279,494
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	23,800	△844,247	△5,159,992	△329,005
1株当たり 当期純利益又は(円) 当期純損失(△)	0.91	△32.28	△196.44	△11.95
総資産(千円)	9,073,959	8,309,326	6,592,313	7,421,093
純資産(千円)	5,245,860	4,387,185	758,907	1,957,344
1株当たり純資産額(円)	200.57	167.75	△8.76	△24.43

1-4. 対処すべき課題

当面の経済情勢といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大により世界規模で経済が停滞しており、引き続き極めて厳しい経営環境が継続するものと思われま

す。特に外食産業においては、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発出に伴う店舗の臨時休業や営業時間短縮、不要不急の外出自粛に伴う営業機会の消失や消費マインドの縮小により、未曾有の厳しい状況となっております。当社においても事業の経過に記載の通り連結売上高前年同期比が81.1%となった結果、多額の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、純資産も同額減少しております。

このような状況下において、当社としては新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け、政府・自治体からの各種要請等を踏まえて、一部の直営店について臨時休業を実施しております。また、営業を継続している店舗でも営業時間を短縮し、お客様と従業員の安全性を最優先して、衛生管理を徹底しております。

店舗・事業所においては、インフルエンザやノロウイルス対策として従来より整備している衛生管理及び体調管理を更に徹底しております。

このような環境下でのイートイン売上の減少を補う為の店舗厨房設備を有効活用した複数のゴーストキッチンによる各種宅配サービスを拡充すると共に、テイクアウト販売の強化に引き続き注力しております。また、セントラルキッチンのオリジナル製造品の外部販売（楽天による通信販売、オンライン通信販売サイト「天狗キッチン」、セントラルキッチン敷地内の「天狗こだわりマーケット」、スーパーマーケット及びコンビニエンスストア等の量販店に対する直接卸販売）の実施等により、本格的に小売業への進出に実績を積み重ねております。

また新型コロナウイルスの感染が比較的短期間で収束を迎えたとしても、外食産業を取り巻く環境は好転することなく、異業種を含めた企業間競争が更に熾烈になるものと考えております。

このような状況の中、当社グループといたしましては、「旬鮮酒場天狗」「和食れすとらん天狗」「テング酒場」の3業態のコンセプトの徹底を図り、「神田屋」「ミートキッチンlog50」「大衆スタンドてんぐ大ホール」「米澤豚とんかつ あげてけや」等の新業態への業態変更や新規出店にて、幅広い層のお客様の多様化するニーズに応えていくことで、来店客数・既存店売上高の増加を図ってまいります。

また、食材の確保、価格の乱高下、安全性の確保といったことへの対応も、常日頃から生産者・取引業者とのコミュニケーションを緊密に実施することで強化してまいります。

商品（飲物・料理）につきましては、蔵元やメーカーとの一層の連携強化を図り、プライベートブランド商品拡大を進める一方、自社セントラルキッチン製造によるオリジナル商品の開発・提供を図ってまいります。

更に、事業計画に基づき、従業員の雇用維持を前提として、金融機関からの資金調達等による手元資金の確保によって当社グループ経営の安定化を図るとともに、不要不急のコスト削減、役員報酬及び執行役員等の給与一部返上、年間設備投資額の再考、店舗賃料削減交渉などの対策を進め固定費の圧縮を図ります。加えて、人材確保と教育の継続した仕組みの確立、店舗の作業システムの改善等の諸施策に取り組み、収支改善に注力してまいります。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント（2022年3月31日現在）

当企業集団は、テンアライド株式会社（当社）及び子会社のテンワールドトレーディング株式会社によって構成されております。子会社のテンワールドトレーディング株式会社は酒類、食料品等の輸入販売を行っております。

当企業集団は製品の種類、性質、販売市場等の類似性から判断して、同種の外食産業及びその補完的事業であり、単一セグメントであるため、記載を省略しています。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

① 本部	東京都目黒区鷹番二丁目16番18号(Kビル)			
② 事務所	東神田（東京都）、新橋（東京都）、 神田（東京都）、研修センター（東京都）			
③ セントラルキッチン	埼玉県			
④ 店舗	東京都	55店	愛知県	6店
	神奈川県	6店	静岡県	3店
	埼玉県	15店	大阪府	4店
	千葉県	6店	京都府	1店
	合 計			96店

(注) 上記の外にフランチャイズ店舗が3店舗ございます（東京都、埼玉県）。

(2) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
飲食業	307 (1,835)	39名減 (415名減)
合計	307 (1,835)	39名減 (415名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。

② 事業報告作成会社の従業員数

従業員数(名)	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
306 (1,835)	39名減 (415名減)	39.8歳 (+0.8歳)	13年5ヶ月 (+14ヶ月)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の()内は、アルバイト等の年間平均雇用人員であります。
3. 平均年齢、平均勤続年数の()は、対前年度増減であります。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
テンワールドトレーディング株式会社	10,000千円	100.0%	酒類等の輸入販売

(注) 上記の重要な子会社は連結対象の子会社となっております。

1-8. 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額(期末残高)
	千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,800,000
株式会社みずほ銀行	700,000
株式会社商工組合中央金庫	720,000

1-9. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、業績に応じて安定的配当を行うことを基本方針とし、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保も勘案して、適正な利益還元をしていきたいと考えております。

1-10. その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	84,711,800株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,500株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	27,960,727株
	A種種類株式	1,000株
	B種種類株式	1,500株
(3) 当事業年度末の株主数	普通株式	21,249名
	A種種類株式	1名
	B種種類株式	1名

(4) 大株主

(イ) 普通株式（上位10名の株主）

株主名	持株数	持株比率
① 飯田永太	3,787,847株	13.8%
② 株式会社永幸	1,535,551	5.6
③ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,481,600	5.4
④ 株式会社岡永	1,443,318	5.2
⑤ 山内薫	1,335,288	4.9
⑥ 飯田愛太	1,123,099	4.1
⑦ サッポロビール株式会社	962,600	3.5
⑧ 株式会社三菱UFJ銀行	544,785	2.0
⑨ 飯田健太	380,338	1.4
⑩ 飯田弘子	254,284	0.9

- (注) 1. 持株比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。
 2. 持株比率は自己株式（427,007株）を控除して計算しております。

(ロ) A種類株式

株主名	持株数	持株比率
EKCC-1号投資事業有限責任組合	1,000株	100.0%

(ハ) B種類株式

株主名	持株数	持株比率
DBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	1,500株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況等
代表取締役社長	飯 田 永 太		テンワールドトレーディング㈱ 代表取締役社長 (株)永幸 代表取締役社長
代表取締役専務	飯 田 健 太	マーケティング 本部長 兼ミートキッチンlog50立上担当	テンワールドトレーディング㈱ 取締役 (株)永幸 取締役
常務取締役	芳 澤 聡	管 理 本 部 長 兼人事総務部長	
取 締 役	加 藤 慶 一 郎	経 理 部 長	
取 締 役	藤 岡 慶	和食営業企画部長 兼神田屋営業企画部長	
取 締 役	吉 田 守	仕 入 部 長 兼外販促進部長 兼関東セントラルキッチン管掌	テンワールドトレーディング㈱ 取締役
取 締 役	矢 野 奈 保 子		矢野公認会計士事務所 代表
取 締 役	宗 宮 英 恵		
常 勤 監 査 役	橋 本 恭 一		テンワールドトレーディング㈱ 監査役
監 査 役	高 山 義 雄		青空税理士法人 代表
監 査 役	橋 稔 人		橋人事労務総合事務所 代表

- (注) 1. 取締役 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 高山義雄氏及び橋稔人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 高山義雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と各社外役員の重要な兼職先との間には特別な関係はありません。
5. 社外取締役 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏、社外監査役 高山義雄氏及び橋稔人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 当社定款第29条及び第41条において社外取締役及び監査役を対象に責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結できる旨定めており、これに基づいて、取締役 矢野奈保子氏、取締役 宗宮英恵氏及び常勤監査役 橋本恭一氏、監査役 高山義雄氏、監査役 橋稔人氏とは、責任限度額を法定で規定する額として責任限定契約を締結しております。
7. 当社の取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区分	人数	報酬等の種類別の額			計	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	8人	56,726千円	－千円	－千円	56,726千円	
監査役	3人	12,312千円	－千円	－千円	12,312千円	
計	11人	69,038千円	－千円	－千円	69,038千円	

② 報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額については、1991年6月26日定時株主総会において、報酬限度額を年額2億円で決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

また、監査役の金銭報酬の額については、2006年6月28日定時株主総会において、報酬限度額を年額30百万円で決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位に基づく基本額に役割・職責を反映した加算を行い支給額を決定しております。

業績連動報酬は、事業年度の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、基準額×評価係数×原資係数の算式により算出された額を賞与として毎年一定時期に支給することとしております。

取締役の個人別の報酬等の額に対する固定報酬と業績連動報酬の割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とすることを方針としております。

尚、取締役に対する退職慰労金は、その退職時に一時金として支払うものとしております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

各取締役の個人別の基本報酬の額並びに業績連動報酬の個人別業績評価及び額について、社外取締役を過半数の構成メンバーとする報酬委員会（代表取締役社長及び社外取締役2名）にて決定するものとし、取締役会は報酬委員会にてその権限が所定の手続きを経て適切に行使されていることを確認することにより報酬額を決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	矢野 奈保子	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会において主に企業リスクに対して客観的に経営課題やコンプライアンス対策に関する議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	宗宮 英恵	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会において主に企業リスクに対して客観的に労務問題やコンプライアンス対策に関する議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	高山 義雄	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、公認会計士の見地から経営に関する助言・提言を行っております。また、監査役会に出席し、積極的な情報共有を図り、監査の方法その他監査役業務の執行に関する事項につき、都度発言を行っております。
監査役	橘 稔人	当事業年度開催の取締役会及び監査役会のほぼ全てに出席し、社会保険労務士の見地から経営に関する助言・提言を行っております。また、監査役会に出席し、積極的な情報共有を図り、監査の方法その他監査役業務の執行に関する事項につき、都度発言を行っております。

② 社外役員の報酬等の総額

支給人数	報酬等の種類別の額			計
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
4人	11,664千円	－千円	－千円	11,664千円

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人

名 称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|--|----------|
| ① 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 25,000千円 |
| ② 上記①のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として会計監査人に支払うべき額 | 25,000千円 |
| ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額に金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合、及びその他職務の執行に支障がある場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・社長直轄の監査部を設置し、業務活動の全般に関し、方針・計画・手続きの妥当性や業務執行の有効性等について内部監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。
- ・法令遵守の観点から、今後内部統制システムの構築を進め、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を整えてまいります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録は事務担当者によって作成し、保存・管理しております。
- ・情報の不正利用及び漏洩防止の徹底のため、主としてシステム面から効果的な情報セキュリティ対策を推進しております。
- ・個人情報管理については、情報漏洩・不正アクセス等の防止のため、アクセス可能者を制限したセキュリティ体制を確立しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社的なリスク管理マニュアルを整備し、担当部署のリスク管理のレベル向上に努めることにより、未然防止と有事に適切な対応が出来るような体制を整えておりますが、今後はリスク管理規程を定めて、よりリスク管理の徹底を図ってまいります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・定例の取締役会を毎月1回以上開催し、経営の重要事項の審議及び決定を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社長直轄の監査部を設置し店舗におけるマニュアルの遵守状況・業務活動全般に関し、手続きの妥当性について定期的に全店舗・部署の内部監査・衛生監査及び商品監査を実施しており、業務改善に向け具体的な助言・勧告を行います。
- ・業務に必要な関連法令及び定款に適合した業務の遂行のために、毎月開催する定例の店長会議・副店長会議において適時説明を行い、加えて各店舗単位でもマニュアル・通達説明をして全従業員に徹底させております。

- ・公益通報者保護法に基づく公益通報システムについては、公益通報取扱規程を定め、全従業員に周知するとともに電話・電子メール・封書（郵送）をもって受け付ける体制をとっております。
- (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社取締役が子会社の役員（取締役）を兼務しており、企業集団全体に影響を及ぼす重要な事項については、当社の取締役会において検討と意見交換を行った上で慎重に決定する体制をとっております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、適切な当該従業員を定めるものとしております。
- (8) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役を補助する従業員の独立性を担保するため、その任命や解任等については監査役と協議の上決定するものとしております。
- (9) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制
- ・取締役及び従業員は下記事項を監査役に報告します。
 - イ. 当社及び企業集団に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ロ. 監査部が実施した内部監査の結果
 - ハ. 公益通報として会社が受け付けた内容が監査役の職務執行に必要と判断される場合
 - ニ. その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき
- (10) 監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制
- ・監査役に報告を行ったものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう、当社の「公益通報取扱規程」に準拠し適正に保護します。
- (11) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査部は、内部監査活動の状況と結果、他の部署からの報告受領事項、その他の職務の状況を常勤監査役に対して遅滞なく報告するものとしております。
 - ・代表取締役と常勤監査役は必要に応じ都度意見交換を行っております。
 - ・監査役会は会計監査人から監査計画を事前に受領し、定期的に監査報告書を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聞き取りを行います。

- ・ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は支払い精算等の請求をしたときは、当社諸規程の定めに基づき遅滞なく支払処理を行います。なお、監査役は諸費用支出に当たっては、その適正性及び妥当性に十分留意するものとしています。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 企業倫理に関する方針・行動規準において、反社会的勢力の排除、すなわち反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持たないことを方針・行動基準の一つとして掲げております。
 - ・ 反社会的勢力の対応統括部署は総務部とし、警察を含む外部専門機関、弁護士等と連携して反社会的勢力に関する情報の収集等を行い、グループ内での周知徹底を図っております。
- (13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ・ 当社役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本事項について定期的に全体的な社内講習を開催し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
 - ・ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の信頼性を確保する内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備・運用されています。
 - ・ 当社は、当事業における個別リスクに加え、情報の管理、環境、安全、反社会的勢力との関係遮断等様々なリスクの定期的集約・評価を実施しており、特段のコンプライアンス上の問題は発生しておりません。
 - ・ 当事業に関する報告は、定期的に取締役会や経営会議で適宜なされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合は適時関係部署への指示を行っております。
 - ・ 取締役や関係部署から、重要な意思決定や職務の執行内容等に関する重要な文書の供覧を通じて、監査役が必要とする情報は提供されており、監査役への報告は適切に行われています。

6. 会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社の株主の在り方として、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方は、最終的に株主全体の意思に基づき判断されるものと考えています。

そして、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方としては、お客様・お取引先様・株主の皆様・従業員など当社を巡るステークホルダーとの共存共栄を図り、当社の企業価値を向上させる者が望ましいと考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、当社が築き上げてまいりました飲食業界における事業モデルに係るノウハウを発展・拡大させることで、経営の効率化・収益力の向上に努めると同時に、コーポレート・ガバナンスに係る体制の充実を図ることが企業価値を高め、全てのステークホルダー共同の利益に資するものと考えております。

そのために、業務の適正を確保するための諸制度の整備を前掲のように実施しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,667,040	流動負債	3,324,259
現金及び預金	3,167,766	買掛金	191,539
売掛金	126,441	短期借入金	2,500,000
たな卸資産	147,101	リース債務	150,513
その他	249,837	未払金	297,625
貸倒引当金	△24,106	未払消費税等	10,309
固定資産	3,765,678	未払法人税等	42,296
有形固定資産	1,635,957	未払事業所税	15,397
建物及び構築物	1,033,302	未払費用	96,820
機械及び装置	190,843	その他	19,757
工具、器具及び備品	166,707	固定負債	2,130,952
土地	245,103	長期借入金	720,000
無形固定資産	51,569	リース債務	587
ソフトウェア	48,211	退職給付に係る負債	1,140,806
その他	3,357	役員退職慰労引当金	21,743
投資その他の資産	2,078,152	長期預り保証金	42,000
投資有価証券	233,504	資産除去債務	117,963
敷金及び保証金	1,820,721	繰延税金負債	53,829
その他	27,525	再評価に係る繰延税金負債	34,022
貸倒引当金	△3,600	負債合計	5,455,211
資産合計	7,432,719	(純資産の部)	
		株主資本	1,818,214
		資本金	50,000
		資本剰余金	9,527,195
		利益剰余金	△7,597,073
		自己株式	△161,908
		その他の包括利益累計額	159,292
		その他有価証券評価差額金	83,133
		土地再評価差額金	67,295
		退職給付に係る調整累計額	8,863
		純資産合計	1,977,507
		負債・純資産合計	7,432,719

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,823,158
売上原価		1,627,477
売上総利益		3,195,680
販売費及び一般管理費		6,328,453
営業損		3,132,772
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	7,133	
受取貸貸料	5,719	
固定資産受贈益	3,126	
受取事務手数料	4,574	
貸倒引当金戻入額	8,170	
雇用調整助成金	353,252	
助成金収入	2,481,619	
雑収入	23,527	2,887,139
営業外費用		
支払利息	37,776	
雑損失	6,757	44,534
経常損失		290,168
特別利益		
店舗閉鎖損失引当金戻入益	11,578	11,578
特別損失		
固定資産除却損	2,161	
減損損失	784	
固定資産処分損	4,124	7,069
税金等調整前当期純損失		285,659
法人税、住民税及び事業税	55,310	
法人税等調整額	△1,221	54,089
当期純損失		339,748
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純損失		339,748

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,645,414	流動負債	3,323,933
現金及び預金	3,142,566	買掛金	191,539
売掛金	126,441	短期借入金	2,500,000
商 品	24,189	リース債務	150,513
半 製品	122,019	未払金	297,620
貯 蔵 品	4,339	未払消費税等	10,309
前払費用	165,491	未払法人税等	42,226
未収入金	83,342	未払事業所税	15,397
その他の他	1,131	未払費用	96,570
貸倒引当金	△24,106	その他の他	19,757
固定資産	3,775,678	固定負債	2,139,815
有形固定資産	1,635,957	長期借入金	720,000
建物	69,431	リース債務	587
建物附属設備	962,848	退職給付引当金	1,149,669
構築物	1,023	役員退職慰労引当金	21,743
機械及び装置	190,843	長期預り保証金	42,000
工具、器具及び備品	166,707	資産除去債務	117,963
土地	245,103	繰延税金負債	53,829
無形固定資産	51,569	再評価に係る繰延税金負債	34,022
ソフトウェア	48,211	負債合計	5,463,748
電話加入権	3,046	(純資産の部)	
その他の他	311	株主資本	1,806,914
投資その他の資産	2,088,152	資本金	50,000
投資有価証券	233,504	資本剰余金	9,527,195
関係会社株式	10,000	その他資本剰余金	9,527,195
出 資 金	4,200	利益剰余金	△7,608,372
長期前払費用	23,325	その他利益剰余金	△7,608,372
敷金及び保証金	1,820,721	別途積立金	77,527
貸倒引当金	△3,600	繰越利益剰余金	△7,685,900
資産合計	7,421,093	自己株式	△161,908
		評価・換算差額等	150,429
		その他有価証券評価差額金	83,133
		土地再評価差額金	67,295
		純資産合計	1,957,344
		負債・純資産合計	7,421,093

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,823,118
売 上 原 価		1,629,647
売 上 総 利 益		3,193,470
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,322,172
営 業 損 失		3,128,702
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15	
受 取 配 当 金	7,133	
受 取 賃 貸 料	5,719	
固 定 資 産 受 贈 益	3,126	
受 取 事 務 手 数 料	10,574	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	8,170	
雇 用 調 整 助 成 金	353,252	
助 成 金 収 入	2,481,619	
雑 収 入	23,764	2,893,376
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,776	
雑 損 失	6,391	44,168
経 常 損 失		279,494
特 別 利 益		
店 舗 閉 鎖 損 失 戻 入 益	11,578	11,578
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	2,161	
減 損 損 失	784	
固 定 資 産 処 分 損 失	4,124	7,069
税 引 前 当 期 純 損 失		274,985
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	55,240	
法 人 税 等 調 整 額	△1,221	54,019
当 期 純 損 失		329,005

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

テンアライド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 桑本 義孝

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 池田 幸恵

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テンアライド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テンアライド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

テンアライド株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桑本 義孝
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 幸恵
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テンアライド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会（の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

テンアライド株式会社 監査役会

常勤監査役 橋 本 恭 一 ㊞

監 査 役 高 山 義 雄 ㊞

監 査 役 橋 稔 人 ㊞

(注) 監査役高山義雄及び監査役橋稔人は社外監査役であります。

以 上

定時株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績及び今後の事業展開を勘案し、誠に遺憾ながら普通株式につきましては無配とさせていただき、A種種類株式及びB種種類株式につきましては、定款及び種類株式発行要項で定めた所定の計算に基づく金額の配当を実施したいと存じます。普通株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

A種種類株式1株につき金71,726円00銭

(A種種類株式配当総額：金71,726,000円)

B種種類株式1株につき金30,136円99銭

(B種種類株式配当総額：金45,205,485円)

当事業年度の配当総額：金116,931,485円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日（水曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものがあります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<u>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) <u>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。</u></p> <p>附則</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を発生する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1	いいだえいた 飯田永太 (1953年9月24日生) * 3,787,847株	1978年10月 当社入社 1979年2月 取締役 1988年6月 代表取締役社長（現任） 2005年9月 テンワールドトレーディング㈱代表取締役社長（現任） 2005年9月 ㈱永幸代表取締役社長（現任）
【選任理由】		
経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社長としてリーダーシップを発揮し、営業、商品企画、開発、調達、製造、管理等当社事業に関連する様々な部門に精通しており、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。		
2	いいだけんた 飯田健太 (1984年4月9日生) * 380,338株	2012年5月 当社入社 2014年5月 ㈱永幸取締役（現任） 2014年6月 取締役関東城西事業部長 2014年10月 取締役仕入部長 2015年4月 取締役仕入部長兼海外出店準備室長 2015年5月 テンワールドトレーディング㈱取締役（現任） 2015年6月 常務取締役仕入部長兼海外出店準備室長 2017年3月 常務取締役商品本部長兼旬鮮営業企画部長兼仕入部長兼海外戦略室長 2017年11月 常務取締役商品本部長兼旬鮮営業企画部長兼仕入部長兼海外戦略室長兼PIZZA&蔵BER BECO2立上担当 2019年6月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼ミートキッチンlog50立上担当 2019年10月 代表取締役専務商品本部長兼海外戦略室長兼テング酒場営業企画部長兼ミートキッチンlog50立上担当 2021年4月 代表取締役専務マーケティング本部長兼海外戦略室長（現任）
【選任理由】		
営業、開発、調達分野において社内外での幅広い経験に加え、マーケティング本部長として培ったDX、SNS戦略、ブランディング等の知見・見識を有し、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3	よし ざわ そう 芳 澤 聡 (1974年2月12日生) * 10,100株	1996年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東城南事業部長 2014年6月 取締役人事部長 2019年6月 常務取締役人事部長 2020年4月 常務取締役管理本部長兼人事部長 2021年11月 常務取締役管理本部長兼人事総務部長 2022年5月 常務取締役管理本部長兼経営企画室担当(現任)
【選任理由】 営業での豊富な経験に加え、管理本部長として培った経営管理、人事・採用・教育等人財マネジメントに関する幅広い知見・見識を有し、当社が目指す経営計画の実現に取締役として必須の人材であるため。		
4	か とう けいいちろう 加 藤 慶一郎 (1973年2月7日生) * 10,300株	2011年11月 当社入社 2013年6月 執行役員経理部長 2016年2月 上席執行役員経理部長 2017年3月 主席執行役員経理部長 2017年6月 取締役経理部長 2022年5月 取締役管理本部長兼経営企画室担当(現任)
【選任理由】 公認会計士としての経験に加え、経理・財務・経営管理に関する幅広い知見を有しており、取締役として相応しい人材であるため。		
5	ふじ おか けい 藤 岡 慶 (1976年11月13日生) * 4,700株	1999年4月 当社入社 2012年4月 執行役員関東南部事業部長 2014年4月 執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2016年2月 上席執行役員和食営業企画部長兼中部事業部長 2017年3月 主席執行役員和食営業企画部長兼関東城南事業部長 2018年6月 取締役和食営業企画部長兼新業態立上担当 2021年1月 取締役和食営業企画部長兼神田屋営業企画部長 2022年5月 取締役マーケティング本部営業企画担当(現任)
【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており取締役として相応しい人材であるため。		
6	よし だ まもる 吉 田 守 (1971年10月1日生) * 7,300株	1993年1月 当社入社 2014年4月 執行役員朝鮮営業企画部長兼関東中央総武事業部長 2016年2月 上席執行役員朝鮮営業企画部長兼関東城西事業部長 2017年3月 主席執行役員仕入担当部長 2018年6月 取締役テング酒場営業企画部長兼仕入部長 テンワールドトレーディング(株)取締役(現任) 2019年10月 取締役関東セントラルキッチン所長兼仕入部長 2021年4月 取締役外販促進部長兼仕入部長(関東セントラルキッチン管掌役員) 2022年5月 取締役マーケティング本部外販・仕入担当兼関東セントラルキッチン担当役員(現任)
【選任理由】 営業、商品企画に関して、現場視点も含めた大局的的確な視野での経験や見識を有し、更に事業開発にも携わっており取締役として相応しい人材であるため。		

候補者番号	氏名 (生年月日) * 所有する当社の普通株式の数	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況
7	矢野 奈保子 (1962年6月29日生) * 0株	1986年4月 日本電気㈱入社 1995年4月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)非常勤入所 1997年4月 公認会計士登録 2000年12月 ㈱日本総合研究所入社 主任研究員 2008年2月 矢野公認会計士事務所代表(現任) 2012年2月 ㈱コンフォートコンサルティング代表取締役社長(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2019年7月 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 監事(現任) 2021年6月 ㈱ビジネスブレイン太田昭和 社外取締役(現任) 2021年7月 国立研究開発法人国立環境研究所 監事(現任)
【選任理由】		
公認会計士及び経営コンサルタントとして培われた豊富な経験と幅広い見識を有していること、並びに女性ならではの視点を当社の経営に活かしていただけること、更に今後当社が進めていく女性の活躍をはじめとするダイバーシティ・マネジメント等に対して貢献していただけるものと判断したため。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しているため。		
8	宗宮 英恵 (1982年2月26日生) * 0株	2008年12月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 牛島総合弁護士事務所入所(2019年2月まで) 消費者庁企画課・消費者制度課出向 2015年5月 ジョージタウン大学ローセンター、ワシントン大学 ロースクール客員研究員 2015年9月 日本銀行政策委員会法務課出向 2017年5月 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局・内閣 官房特定複合観光施設区域推進立案・法制化担当 2019年3月 のぞみ総合法律事務所入所(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)
【選任理由】		
弁護士として法務に関する豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与していただけるものと判断したため。また、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しているため。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって、矢野奈保子氏が3年、宗宮英恵氏が2年となります。
 4. 当社は、矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏の間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者が再任された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。
6. 当社は、矢野奈保子氏及び宗宮英恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員としての届出を継続する予定であります。
7. 各取締役候補者は、当社のA種種類株式及びB種酒類株式を保有しておりません。

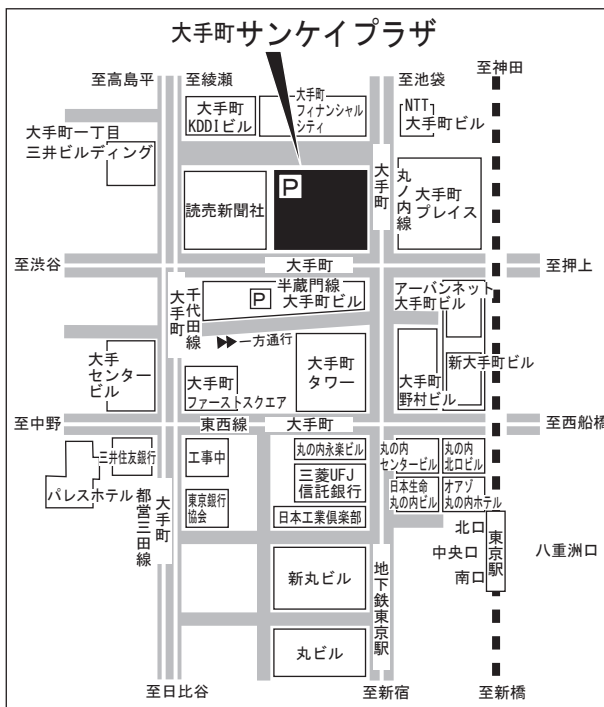
以 上

株主総会会場ご案内図

第53回定時株主総会は大手町サンケイプラザ3階会議室301号室から304号室で開催いたしますのでご出席の際は下記案内図をご参照ください。

〔所在地〕東京都千代田区大手町一丁目7番2号 ☎(03)3273-2230

〔受付開始時刻〕当日午前9時



〔交通機関〕

地下鉄：丸の内線、東西線、千代田線、三田線、半蔵門線で
大手町駅下車（A4・E1出口直結）

JR線：東京駅丸の内北口より徒歩約7分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。